

新規事業採択時評価結果（令和4年度新規事業化箇所）

担当課：都市局 街路交通施設課
担当課長名：荒川 辰雄

事業の概要

事業名	地高ICアクセス 都市計画道路 西野田中津線（大淀北）	事業区分	街路	事業主体	大阪市
起終点	自：大阪市北区大淀北1丁目 至：大阪市北区大淀中3丁目	延長	0.3 km		
<p>事業概要</p> <p>本路線は、現在事業中の地域高規格道路の淀川左岸線（2期）大淀出路の1次アクセス道路として、インターチェンジから都心部（東方面）へのアクセス性の向上に寄与する路線であり、交通の円滑化及び安全な歩行者空間の確保を図ることを目的とし、大阪市北区大淀北1丁目から同区大淀中3丁目までの延長約0.3 kmの道路拡幅整備を実施するものである。</p> <p>事業の目的、必要性</p> <p>当該事業の整備により、大阪市西部及び臨海部から大阪駅等へ向かう交通による朝夕の渋滞緩和や歩道幅員が狭く、歩行者と自転車が錯綜するなどの危険性に対して安全な歩行者空間が確保されるとともに、淀川左岸線（2期）の整備効果の発揮やストック効果の発現の促進が期待される。</p> <p>全体事業費 21億円 計画交通量 11,200台/日</p> <p>事業概要図</p>					
<p>関係する地方公共団体等の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画決定の手続きにおいて、周辺住民と合意形成が図られている。 2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）関連事業にも位置付けられている事業である。 					
<p>学識経験者等の第三者委員会の意見</p> <p>—</p>					
<p>事業採択の前提条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 費用対便益：便益が費用を上回っている。 関西経済連合会をはじめとした経済団体から、地域高規格道路の淀川左岸線（2期）の早期整備についての要望を受けており、1次アクセス道路となる本路線の役割は非常に重要である。 また、昭和21年に都市計画決定、令和2年に事業認可を取得するなど円滑な事業執行の環境が整っている。 					

事業評価結果

費用対便益	B/C	2.6	総費用 21億円 事業費：21億円 維持管理費：0.17億円	総便益 54億円 走行時間短縮便益：50億円 走行経費減少便益：2.7億円 交通事故減少便益：0.53億円	基準年 令和3年	
	感度分析の結果	交通量変動	B/C= 2.3 (交通量 -10%)	B/C= 2.8 (交通量 +10%)		
		事業費変動	B/C= 2.4 (事業費 +10%)	B/C= 2.9 (事業費 -10%)		
事業期間変動		B/C= 2.4 (事業期間 +20%)	B/C= 2.6 (事業期間 -20%)			
事業の影響	評価項目	評価	根拠			
	自動車や歩行者への影響	渋滞対策	◎	大阪市西部及び臨海部から大阪駅等へ向かう交通によりピーク時（17時台）において、約300m（大淀中2交差点～大淀出路接続部）の渋滞が発生しているが、拡幅整備により渋滞緩和が図られる。		
		事故対策	○	歩行者自転車の乱横断を防止する中央分離帯を設置することで、交通事故減少に寄与する。		
		歩行空間	◎	現況の歩道幅員2mに対して、拡幅により3.625mを確保する計画のため、より安全な歩行空間を確保することができる。		
	社会全体への影響	住民生活	—	注目すべき影響はない。		
		地域経済	◎	（都）淀川左岸線（2期）と連結して広域的なネットワークを形成することで、地域経済の活性化につながる。		
		災害	○	電線類の地中化を行うことでライフラインの強化が図られる。		
環境		○	電線共同溝の整備により、良好な生活環境を確保する。			
	地域社会	◎	（都）淀川左岸線（2期）と連結して広域的なネットワークを形成することで、地域社会の活性化につながる。			
事業実施環境	◎	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画決定完了（S21.5.22） （都）淀川左岸線（2期）事業と合わせて実施する事業 				

採択の理由

事業主体である大阪市が実施した評価結果に基づけば、費用便益比が2.6と便益が費用を上回っており、事業採択の前提条件が確認できる。

また、淀川左岸線（2期）大淀出路の1次アクセス道路として、インターチェンジから都心部（東方面）へのアクセス性の向上に寄与するとともに、大阪市西部及び臨海部から大阪駅等へ向かう交通による朝夕の渋滞緩和や歩道幅員が狭く、歩行者と自転車が錯綜するなどの危険性に対して安全な歩行者空間が確保されるなどの整備効果が見込まれることから、当該事業の整備の必要性・効果は高いものと判断される。

以上により、本事業は令和4年度新規事業箇所として妥当であると考えられる。

※総費用、総便益とその内訳は、各年次の価額を割引率を用いて基準年の価値に換算し累計したもの。